

2014 年度事業報告および収支決算書
2015 年度事業計画および収支予算書

2015 年 8 月

一般社団法人 京都大学学士山岳会

時下、会員のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととおよろこびもうしあげます。

さて、5月24日（日）、京都平安ホテルにて2015年度の総会が会員151名の出席（うち委任状出席112名、会員数221名）を得て盛会のうちに開催されました。2014年度事業報告および収支決算、2015年度事業計画および収支予算などにつきましては、その席上で報告いたしました。ここに改めて会員各位にお知らせいたします。

1 2014年度事業報告

I 山岳および登山に関する学術調査および研究について（定款第2章第4条第1項）

1. 1979年に設立されたヒマラヤ委員会を適宜開催し、崑崙山脈、雲南省、チベット自治区などの中国ならびにブータンにある高峰への学術登山隊派遣について検討を重ねた。
2. カラコラム、ネパール、中国、ブータン、ヒンズークシおよび南極地域における登山ならびに学術探検に関する研究会を開いた。また、1973年春のネパール・ヤルンカン峰遠征隊、1974年カラコラムK12峰遠征隊、1977年ネパール・ランタン谷予備調査隊、1981年チベット高原予備調査隊、1982年チベット高原学術登山隊、1983、1984年ブータン・ヒマラヤ予備調査隊、1985年ブータン・ヒマラヤ学術登山隊および日中友好ナムナニ峰合同登山隊、1988年崑崙学術登山隊、1989年雲南省科学調査隊、ムスターグアタ峰医学学術登山隊および第1次梅里雪山峰学術登山隊、1990年シシヤパンマ峰医学学術登山隊および1996年第3次梅里雪山峰学術登山隊によってもたらされた各種資料・文献を引き続き調査した。
3. 1973年4月に本会内に設立された旧国際登山探検文献センターで収集された登山探検資料を京都大学総合博物館ならびに京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科に寄贈し、文献資料目録を編纂するとともに引き続き資料の充実と収集資料の整理を行った。
4. 本会設立から現在まで本会会員が主催または参加した海外遠征の写真、映像資料を集めるAACKアーカイブス事業委員会（委員長：会員松林公蔵）を設けて、資料の整理にあたった。
5. 雲南・チベット地域の総合的研究を目的に2004年に設立された雲南懇話会（代表：会員安仁屋政武）の運営に協力した。
6. 第34回日本登山医学会学術集会の運営に本会会員が協力した。

II 一般社会に対する健全な登山の指導奨励ならびにこれに必要な研究会、講習会および展覧会等の開催について（同第2項）

1. 2014年8月、京都大学山岳部との共催で夏季登山講習会を新潟県妙高市京都大学笹ヶ峰ヒュッテで開催した。
2. 2015年2月、京都大学山岳部との共催で冬季スキー登山講習会を新潟県妙高市京都大学笹ヶ峰ヒュッテで開催した。
3. 公益社団法人日本山岳会の理事として会員山田和人、中山茂樹、関西支部評議員として平井一正、京都滋賀支部支部長として田中昌二郎が同会の運営に協力し、国内外の登山探検の振興に努めた。
4. UIAA（国際山岳連合）の医学委員として会員中島道郎、松林公蔵らが同会の運営にあたった。

Ⅲ 国内、国外における登山および探検に対する企画および協力について（同第3項）

1. 2014年5月から11月まで、新潟県妙高市笹ヶ峰において、会員上尾庄一郎、原田道雄、田中二郎、原剛、横山宏太郎、高尾文雄、山田和人、中山茂樹らが京都大学山岳部と共同で同山岳部の管理する京都大学笹ヶ峰ヒュッテの維持管理ならびに同地域の環境保全に協力した。

Ⅳ 山岳登山に関する図書、機関誌などの発行について（同第4項）

1. 『2013年度事業報告および収支決算書・2014年度事業計画および収支予算書』を作成し、会員に配布した。
2. 『AACK Newsletter No. 69～No. 72』の編集・発行を行い、会員相互の情報交換を図った。
3. 京都大学ヒマラヤ研究会、京都大学ブータン友好プログラムならびに京都大学霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院が発行する『ヒマラヤ学誌 第16号』の編集・発行に協力し、同誌を本会会員に配布した。
4. 『AACK時報 第14号』の編集・発行を行い、会員に配布した。
5. 本会の公式ウェブサイト（www.aack.or.jp）を運営し、本会の歴史や事業活動および社会的貢献について広く情報公開するとともに、会員および会員外の情報交換の場を提供した。

Ⅴ 目的を同じくする国内および国外の団体との連絡ならびに情報の交換について（同第5項）

1. 日本・パキスタン合同のサルトロカンリ峰遠征隊の成功を契機として続けられているパキスタンの山岳会とくにカラコラムクラブとの交流をさらに深め、もって友好関係にある両国登山界の発展に寄与し、ひいては日本・パキスタン両国の親善に貢献した。
2. 1980年、中国登山協会代表の本会訪問を契機として始まり、カンペンチン峰、ナムナニ峰合同登山隊以降続けられてきた中国登山協会との協力をさらに深め、もって友好関係にある両国登山界の発展に寄与し、ひいては日本・中国両国の親善に貢献した。
3. 1981年に設立された日本ブータン友好協会ならびに2010年に設立された京都大学ブータン友好プログラムとの交流を通じ、両国の友好を深め、両国登山界の発展に寄与し、ひいては日本・ブータン両国の親善に貢献した。
4. 本会設立当時から続けられているネパール山岳関係者との交流を深め、もって友好関係にある両国山岳界の発展に寄与し、ひいては日本・ネパール両国の親善に貢献した。
5. ヒマラヤンクラブ、ポーランド山岳会、ドイツ山岳会、オーストリア山岳会、英国山岳会、アメリカ山岳会等との交流を深め、これら各国登山関係者との親善に貢献した。
6. 公益社団法人日本山岳会、公益社団法人日本山岳協会、京都府山岳連盟、日本ヒマラヤ協会等の国内の山岳会、山岳関係者との交流を深めた。

2 2015 年度事業計画

I 山岳および登山に関する学術調査および研究（定款第2章第4条第1項）

1. ヒマラヤ、カラコラム、チベット、崑崙地域等における登山ならびに学術探検の文献の収集ならびに研究

- (1) ヒマラヤ等上記の地域の登山ならびに地質学、気象学、氷河学、動物学、植物学、人類学、医学などの学術探検に関する文献資料を収集し、それぞれの分野に関して研究を行う。
- (2) 過去数十年にわたる本会の海外遠征および学術調査によって蓄積された学術資料ならびに国内外から収集した学術資料を2000年に京都大学総合博物館ならびに京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科に寄贈した。引き続きその資料充実と収集資料の整理に協力する。
- (3) 本会会員が主催または参加した海外遠征の写真、映像資料等を集めるAACKアーカイブス事業を担う委員会を設けて、資料の整理をすすめる。
- (4) 雲南・チベット地域の総合的研究を目的に2004年に設立された雲南懇話会の運営に協力する。
- (5) 第35回日本登山医学会学術集会の運営に本会会員が協力する。

2. 高所登山に関する調査研究

本会が主催したチベット高原学術登山隊ならびに過去数回にわたる海外遠征によって得た資料を基に、引き続き(1)高所医学(2)高所気象学、氷河学(3)高所用装備(4)高所用食糧(5)高所山岳遭難の防止など、高所登山に関する調査研究を行う。

II 一般社会に対する健全な登山の指導奨励ならびにこれに必要な研究会、講習会および展覧会等の開催（同第2項）

1. 登山講習会の開催と講師の派遣

健全な登山を奨励するため下記により登山講習会を行う

(1) 登山講習会（京都大学山岳部と共催）

2015年度に新潟県妙高市京都大学笹ヶ峰ヒュッテにて、一般登山者に対して、本会会員を指導者として登山技術、遭難防止、自然愛護を目的とした講習会を開催する。

(2) 他団体主催講習会への講師の派遣

文部科学省スポーツ・青少年局が主催する登山技術講習会、公益社団法人日本山岳会が主催する海外登山研究会ならびにUIAA（国際山岳連合）の高所医学研究会に会員を講師として派遣する。

III 国内・国外における登山および探検に対する企画および協力（同第3項）

1. 国内山岳会の海外登山隊への資料提供と協力

国内の山岳会が主催するカラコラム、ネパール・ヒマラヤ、ブータン・ヒマラヤおよびチベット高原地域などへの登山隊および学術調査隊に資料を提供し、十分な協力を行う。

2. 中国、インド、ネパール、パキスタン、ブータン国内の登山および学術調査

各国の登山協会、山岳会、関係諸団体と連絡をとり、調査を行う。

3. 遠征基金の運用および管理

1975 年度に本会に設立された京都大学学士山岳会遠征基金を遠征基金運用規程に基づき運用・管理する。

4. 海外登山・探検助成制度の運用

2005 年度に設立した海外登山・探検助成制度を運用し、本会会員が主催する海外登山・探検に対して助成金を交付する。

IV 山岳登山に関する図書・機関誌などの発行（同第 4 項）

1. 事業報告ならびに事業計画

A4 判の小冊子を作成し、本会の事業報告ならびに事業計画、新入会員などの紹介を掲載する。毎年 1 回発行し、配布先は本会会員である。

2. AACK 時報の編集と発行

AACK 時報の編集・発行を行う。

3. ヒマラヤ学誌

京都大学ヒマラヤ研究会、京都大学ブータン友好プログラムならびに京都大学霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院が発行する『ヒマラヤ学誌 第 17 号』の編集・発行に協力し、同誌を本会会員に配布する。

4. AACK Newsletter

AACK Newsletter を年 4 回編集・出版し、本会会員に配布して会員相互の情報交換を図る。

5. ウェブサイトの運営

本会の公式ウェブサイト (www.aack.or.jp) を運営し、本会の歴史と活動、会員の動向や山行計画と報告などについて広く社会に情報公開し、会員および会員外の情報交換の場とする。

V 目的を同じくする国内および国外の団体との連絡ならびに情報の交換（同第 5 項）

パキスタンの山岳会、中国の登山協会、日本ブータン友好協会、ネパール山岳関係者、ポーランド山岳会、ヒマラヤンクラブ、ドイツ山岳会、オーストリア山岳会、英国山岳会、アメリカ山岳会等との交流を深め、これら各国登山関係者との親善に貢献する。

3 2014 年度決算・2015 年度予算

2014 年度の収支決算書，財務諸表（貸借対照表，正味財産増減計算書，財産目録）および2015 年度の収支予算書は6～10 ページのとおりです。

4 新入会員

木村友美

5 役員の変更

任期満了に伴い，役員は次のように改選されました。

理事	松沢 哲郎（会長）	山岸 久雄（副会長）	幸島 司郎（副会長）
	前田 栄三	横山宏太郎	松林 公蔵
	瀬戸 嗣郎	牛田 一成	榊原 雅晴
	永田 龍	吹田啓一郎（会計）	高尾 文雄
	竹田 晋也（事務局長）	小林 尚礼	以上 14 名
監事	福森 亮二	伊藤 宏範	以上 2 名

以上が昨年度の事業報告ならびに本年度の事業計画その他です。

2015 年 8 月

一般社団法人 京都大学学士山岳会
会長 松沢 哲郎

2014年度財務諸表

I 2014年度収支決算書

(2014年4月1日～2015年3月31日)

1. 一般会計

(単位:円)

科 目		予算額	決算額	差 異	備 考
大科目	小科目				
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
(1)基本財産運用収入		1,000	75	925	
	基本財産受取利息	1,000	75	925	預金利息
(2)入会金収入		2,000	6,000	△ 4,000	
	受取入会金	2,000	6,000	△ 4,000	3名分
(3)会費収入		1,070,000	1,042,570	27,430	
	受取会費	1,070,000	1,042,570	27,430	192名分
(4)事業収入		7,000	565	6,435	
	受取寄付金	0	0	0	
	雑収益	7,000	565	6,435	預金利息
(5)著作権収入		450,000	439,875	10,125	
	受取著作権	450,000	439,875	10,125	雪山讃歌
(6)特別会計からの繰入金収入		420,000	420,000	0	
	特別会計から	420,000	420,000	0	
	事業活動収入計	1,950,000	1,909,085	40,915	
2. 事業活動支出					
(1)事業費支出		2,030,000	1,609,857	420,143	
I	旅費交通費	10,000	15,000	△ 5,000	講演者
I	資料費	40,000	44,313	△ 4,313	書籍, 雑誌
II	装備費	10,000	0	10,000	
III	支払調査助成金	300,000	0	300,000	
IV	通信費	160,000	153,884	6,116	Newsletter, ヒマラヤ学誌, 時報発送
IV	情報通信費	90,000	83,700	6,300	ホームページ
IV	印刷製本費	1,300,000	1,236,454	63,546	Newsletter 69-72, ヒマラヤ学誌, 時報
IV	編集費	70,000	20,000	50,000	Newsletter編集
V	集会・渉外費	50,000	56,506	△ 6,506	京都府岳連, 楽友会館
(2)管理費支出		570,000	507,855	62,145	
	旅費交通費	100,000	56,000	44,000	3月理事会
	通信費	70,000	87,761	△ 17,761	事業報告計画発送, 電話代
	備品費	10,000	0	10,000	
	消耗品費	10,000	0	10,000	
	修繕費	10,000	0	10,000	
	印刷製本費	60,000	46,440	13,560	事業報告計画
	賃借料	220,000	216,432	3,568	書類収蔵室
	会議費	30,000	62,342	△ 32,342	5月総会理事会, 3月理事会
	委託費	40,000	38,880	1,120	名簿管理
	雑費	20,000	0	20,000	
(3)特別会計への繰入金支出		0	0	0	
	特別会計へ	0	0	0	
	事業活動支出計	2,600,000	2,117,712	482,288	
	事業活動収支差額	△ 650,000	△ 208,627	△ 441,373	
II 予備費支出					
	当期収支差額	△ 670,000	△ 208,627	△ 461,373	
	前期繰越収支差額	670,000	678,261	△ 8,261	
	次期繰越収支差額	0	469,634	△ 469,634	

2. 特別会計(遠征基金)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
大科目	小科目			
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)事業収入	5,000	392	4,608	
	受取寄付金	0	0	
	雑収益	5,000	392	預金利息
(2)一般会計からの繰入金収入	0	0	0	
	一般会計から	0	0	
事業活動収入計	5,000	392	4,608	
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	2,160,000	793,567	1,366,433	
III 旅費交通費	10,000	0	10,000	
III 通信費	20,000	0	20,000	
III 消耗品費	10,000	0	10,000	
III 支払調査助成金	2,000,000	793,567	1,206,433	アーカイブス, 梅里雪山関係
III 委託費	10,000	0	10,000	
III 雑費	10,000	0	10,000	
V 集会・渉外費	100,000	0	100,000	
(2)一般会計への繰入金支出	420,000	420,000	0	
	一般会計へ	420,000	420,000	0
事業活動支出計	2,580,000	1,213,567	1,366,433	
事業活動収支差額	△ 2,575,000	△ 1,213,175	△ 1,361,825	
当期収支差額	△ 2,575,000	△ 1,213,175	△ 1,361,825	
前期繰越収支差額	4,470,000	4,472,160	△ 2,160	
次期繰越収支差額	1,895,000	3,258,985	△ 1,363,985	

I' 公益目的支出計画実施報告書

(2014年4月1日～2015年3月31日)

(単位:円)

	金 額	備 考
公益目的財産額(期首)	2,295,145	
当期公益目的支出額	2,403,424	一般会計・特別会計の事業費
次期繰越額	△ 108,279	今年度で報告終了

II 貸借対照表

2015年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
[1]資産の部	
1.流動資産	
現金	0
振替預金	120,710
普通預金	1,807,909
定期預金	1,500,000
流動資産合計	3,428,619
2.固定資産	
基本財産	
定期預金	300,000
固定資産合計	300,000
資産合計	3,728,619
[2]負債の部	
負債合計	0
[3]正味財産の部	
正味財産	3,728,619
(当期収支差額)	△ 1,421,802
負債及び正味財産合計	3,728,619

II' 財産目録

2015年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額
1. 運用財産	
現金	0
振替預金(ゆうちょ銀行)	120,710
普通預金(みずほ/出町)	348,924
普通預金(三菱東京UFJ/聖護院)	1,458,985
定期預金(みずほ/出町)	1,500,000
運用財産合計	3,428,619
2. 基本財産	
定期預金(みずほ/出町)	300,000
基本財産合計	300,000
3. 負債	0
財産(正味財産)合計	3,728,619

I " 2014年度正味財産増減計算書

(2014年4月1日～2015年3月31日)

(単位:円)

科 目		当 年 度			前年度	増 減
大科目	小科目	一般会計	特別会計	合 計	合 計	
一般正味財産増減の部						
I 経常増減の部						
1. 経常収益						
(1)基本財産運用収入		75	0	75	75	0
	基本財産受取利息	75	0	75	75	0
(2)入会金収入		6,000	0	6,000	0	6,000
	受取入会金	6,000	0	6,000	0	6,000
(3)会費収入		1,042,570	0	1,042,570	1,069,130	△ 26,560
	受取会費	1,042,570	0	1,042,570	1,069,130	△ 26,560
(4)事業収入		565	392	957	999	△ 42
	受取寄付金	0	0	0	0	0
	雑収益	565	392	957	999	△ 42
(5)著作権収入		439,875	0	439,875	451,556	△ 11,681
	受取著作権	439,875	0	439,875	451,556	△ 11,681
(6)会計間の繰入金収入		420,000	0	420,000	800,000	△ 380,000
	一般・特別会計	420,000	0	420,000	800,000	△ 380,000
	経常収益計	1,909,085	392	1,909,477	2,321,760	△ 412,283
2. 経常費用						
(1)事業費支出		1,609,857	793,567	2,403,424	1,440,854	962,570
I	旅費交通費	15,000	0	15,000	10,210	4,790
I	資料費	44,313	0	44,313	43,736	577
II	装備費	0	0	0	0	0
III	支払調査助成金	0	793,567	793,567	380,402	413,165
IV	通信費	153,884	0	153,884	95,326	58,558
IV	情報通信費	83,700	0	83,700	81,270	2,430
IV	印刷製本費	1,236,454	0	1,236,454	759,265	477,189
IV	編集費	20,000	0	20,000	20,315	△ 315
V	集会・渉外費	56,506	0	56,506	50,330	6,176
(2)管理費支出		507,855	0	507,855	658,817	△ 150,962
	旅費交通費	56,000	0	56,000	107,000	△ 51,000
	通信費	87,761	0	87,761	81,906	5,855
	備品費	0	0	0	0	0
	消耗品費	0	0	0	1,476	△ 1,476
	修繕費	0	0	0	0	0
	印刷製本費	46,440	0	46,440	103,000	△ 56,560
	賃借料	216,432	0	216,432	216,420	12
	会議費	62,342	0	62,342	41,565	20,777
	委託費	38,880	0	38,880	92,120	△ 53,240
	雑費	0	0	0	15,330	△ 15,330
(3)会計間の繰入金支出		0	420,000	420,000	800,000	△ 380,000
	一般・特別会計	0	420,000	420,000	800,000	△ 380,000
	経常費用計	2,117,712	1,213,567	3,331,279	2,899,671	431,608
	当期経常増減額	△ 208,627	△ 1,213,175	△ 1,421,802	△ 577,911	△ 843,891
II 経常外増減の部						
	当期一般正味財産増減額	△ 208,627	△ 1,213,175	△ 1,421,802	△ 577,911	△ 843,891
	一般正味財産期首残高	678,261	4,472,160	5,150,421	5,728,332	△ 577,911
	一般正味財産期末残高	469,634	3,258,985	3,728,619	5,150,421	△ 1,421,802

Ⅲ 2015年度収支予算書

(2015年4月1日～2016年3月31日)

1. 一般会計

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
大科目	小科目			
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	1,000	1,000	0	
	基本財産受取利息	1,000	1,000	0
(2)入会金収入	2,000	2,000	0	
	受取入会金	2,000	2,000	0
(3)会費収入	1,070,000	1,070,000	0	
	受取会費	1,070,000	1,070,000	0 会員220名分
(4)事業収入	7,000	7,000	0	
	受取寄付金	0	0	0
	雑収益	7,000	7,000	0
(5)著作権収入	450,000	450,000	0	
	受取著作権	450,000	450,000	0 雪山讃歌
(6)特別会計からの繰入金収入	240,000	420,000	△ 180,000	
	特別会計から	240,000	420,000	△ 180,000 特別会計から一般会計へ
	事業活動収入計	1,770,000	1,950,000	△ 180,000
2. 事業活動支出				
(1)事業費支出	1,570,000	2,030,000	△ 460,000	
I	旅費交通費	30,000	10,000	20,000 講演者
I	資料費	40,000	40,000	0 書籍, 雑誌
II	装備費	10,000	10,000	0 登山装備
III	支払調査助成金	300,000	300,000	0 3件分
IV	通信費	130,000	160,000	△ 30,000 Newsletter・ヒマラヤ学誌発送
IV	情報通信費	90,000	90,000	0 ホームページ
IV	印刷製本費	900,000	1,300,000	△ 400,000 Newsletter印刷, ヒマラヤ学誌
IV	編集費	20,000	70,000	△ 50,000 Newsletter編集
V	集会・渉外費	50,000	50,000	0 京都府岳連会費
(2)管理費支出	650,000	570,000	80,000	
	旅費交通費	80,000	100,000	△ 20,000 3月理事会
	通信費	90,000	70,000	20,000 事業報告計画・名簿発送, 電話代
	備品費	10,000	10,000	0
	消耗品費	10,000	10,000	0 コピー, 事務用品
	修繕費	10,000	10,000	0
	印刷製本費	100,000	60,000	40,000 事業報告計画・名簿印刷
	賃借料	220,000	220,000	0 書類収蔵室
	会議費	30,000	30,000	0 総会・理事会
	委託費	80,000	40,000	40,000 名簿管理, 役員登記
	雑費	20,000	20,000	0 慶弔費等
(3)特別会計への繰入金支出	0	0	0	
	特別会計へ	0	0	0
	事業活動支出計	2,220,000	2,600,000	△ 380,000
	事業活動収支差額	△ 450,000	△ 650,000	200,000
II 予備費支出				
	当期収支差額	△ 470,000	△ 670,000	200,000
	前期繰越収支差額	470,000	670,000	△ 200,000
	次期繰越収支差額	0	0	0

2. 特別会計(遠征基金)

(単位:円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
大科目	小科目				
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
(1)事業収入		5,000	5,000	0	
	受取寄付金	0	0	0	
	雑収益	5,000	5,000	0	
(2)一般会計からの繰入金収入		0	0	0	
	一般会計から	0	0	0	
	事業活動収入計	5,000	5,000	0	
2. 事業活動支出					
(1)事業費		860,000	2,160,000	△ 1,300,000	
III	旅費交通費	10,000	10,000	0	
III	通信費	20,000	20,000	0	
III	消耗品費	10,000	10,000	0	
III	支払調査助成金	700,000	2,000,000	△ 1,300,000	アーカイブス, 梅里雪山関係
III	委託費	10,000	10,000	0	
III	雑費	10,000	10,000	0	
V	集会・渉外費	100,000	100,000	0	海外山岳会関係
(2)一般会計への繰入金支出		240,000	420,000	△ 180,000	
	一般会計へ	240,000	420,000	△ 180,000	特別会計から一般会計へ
	事業活動支出計	1,100,000	2,580,000	△ 1,480,000	
	事業活動収支差額	△ 1,095,000	△ 2,575,000	1,480,000	
	当期収支差額	△ 1,095,000	△ 2,575,000	1,480,000	
	前期繰越収支差額	3,250,000	4,470,000	△ 1,220,000	
	次期繰越収支差額	2,155,000	1,895,000	260,000	

一般社団法人 京都大学学士山岳会 定款

1960年1月11日施行
1984年5月29日改正
2001年1月6日所轄官庁名、大臣名変更
2011年6月10日一般法人移行のため改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都大学学士山岳会
(The Academic Alpine Club of Kyoto、略称 AACK)
と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市におく。
2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を
必要な地におくことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、学術的基礎にたつ健全な登山なら
びに探検を振興し、山岳に関する研究を奨励普及
し、あわせて会員相互の連絡研修をはかり、もっ
て文化と学術の発展に寄与するとともに、自然尊
重の精神を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の
事業を行う。

- (1) 山岳および登山に関する学術的調査および研究
- (2) 一般社会に対する健全な登山の指導奨励なら
びにこれに必要な研究会、講習会および展覧
会等の開催
- (3) 国内、国外における登山および探検に対する
企画および協力
- (4) 山岳登山に関する図書、機関誌などの発行
- (5) 目的を同じくする国内および国外の団体との
連絡ならびに情報の交換

(6) その他前条の目的を達成するために必要な事
業

2 前項の事業は、本邦および海外において行うものと
する。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもっ
て「一般社団法人及び一般財団法人に関する法
律」上の社員とする。

- (1) 正会員 京都大学関係者ならびに一般の山岳
愛好者にしてこの法人の目的に賛同した者
- (2) 賛助会員 この法人の目的事業を賛助後援して
入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者
のうちから社員総会の議決をもって推薦された者
(会員資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会
申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会金および会費)

第7条 正会員および賛助会員は、社員総会において別
に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合に
は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡または会員である団体が解散したとき
- (3) 3年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員または賛助会員は、理事会の決議を経て定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が第8条に基づいてその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。

(2) 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対して、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集通知を発する。

3 会長は、社員総会の日1週間前までに、書面をもって、正会員に対して社員総会を招集する旨の通知を発する。

4 会長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 社員総会は、議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、社員総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第20条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を提出する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の

数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権行使)

第 21 条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、正会員は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する。

2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 5 名以上 15 名以内。

(2) 監事 2 名以内。

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事をこの法人の会長とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名を副会長とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長および副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員職務および権限)

第 25 条 理事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。

(3) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以

上、自己の職務の状況を理事会に報告する。

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事および職員に対して、事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠のため選任された理事または監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

4 理事または監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 理事および監事は、無報酬とする。

2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長の選定および解職

(種類)

第 32 条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の 2 種類とする。

(開催)

第 33 条 通常理事会は、毎年 2 回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と判断したとき。
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、会長に対し、理事会招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事および各監事に対してその通知を発する。

4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を決める。

(定足数)

第 36 条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、理事会に出席した理事の過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的事項について提案

した場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した会長および監事は、議事録に記名押印する。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法令で定める記名押印に代わる措置をとる。

第 7 章 委員会

(設置等)

第 40 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会をおくことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所定の職員をおくことができる。

3 事務局長および職員は、理事会が任免する。

4 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 資産および会計

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法

は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 45 条 毎事業年度終了後、会長は、法令で定めるところにより、計算書類（貸借対照表および正味財産増減計算書）および事業報告ならびにこれらの付属明細書を作成する。

2 計算書類および事業報告ならびにこれらの付属明細書は監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

3 会長は、前項の理事会の承認を受けた計算書類および事業報告を定時社員総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

4 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 48 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に

贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

付則

1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 43 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、松林公蔵とする。

以 上